

# 「(現) 宮城県環境教育基本方針」について

## 1 役割

「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」(平成 15 年法律第 130 号)において、「『環境教育』とは、環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう。」と定義されている。環境教育は、持続可能な社会経済システムや生活様式を実現するために、環境や環境問題に対する興味・関心を喚起し、必要な知識を与える教育活動のことであり、新たな基本方針の役割は、県民自らが、「持続可能な社会づくり」に向けた環境保全活動を自発的に進められるよう、人材の育成・活用を推進するなど環境教育・環境保全活動の基盤を整備していくことである。

## 2 概要

### (1) 環境教育の目標

「地域環境力」の向上を通して、「持続可能な社会づくり」を実現していくこと

### (2) 環境教育の基本理念

- ① 環境問題を自らの問題としてとらえ、人間と環境との関わりを学ぶこと。
- ② 環境がもたらす恵みといのちを大切に思う心をはぐくむこと。
- ③ 自発的な環境保全活動を通じ、地域環境ひいては地球環境をより良いものにしていくこと。
- ④ すべての主体の連携・協働のもと、環境のもたらす恵みを将来世代へ引き継いでいくこと。

### (3) 主要な推進方策

#### ① 人材の育成・活用

教職員等の環境教育を実践する能力の向上を図るとともに、環境に関する知識が深く環境保全に関する意欲に満ちた指導者の養成を行うなど、地域の核となる人材の育成に努める。

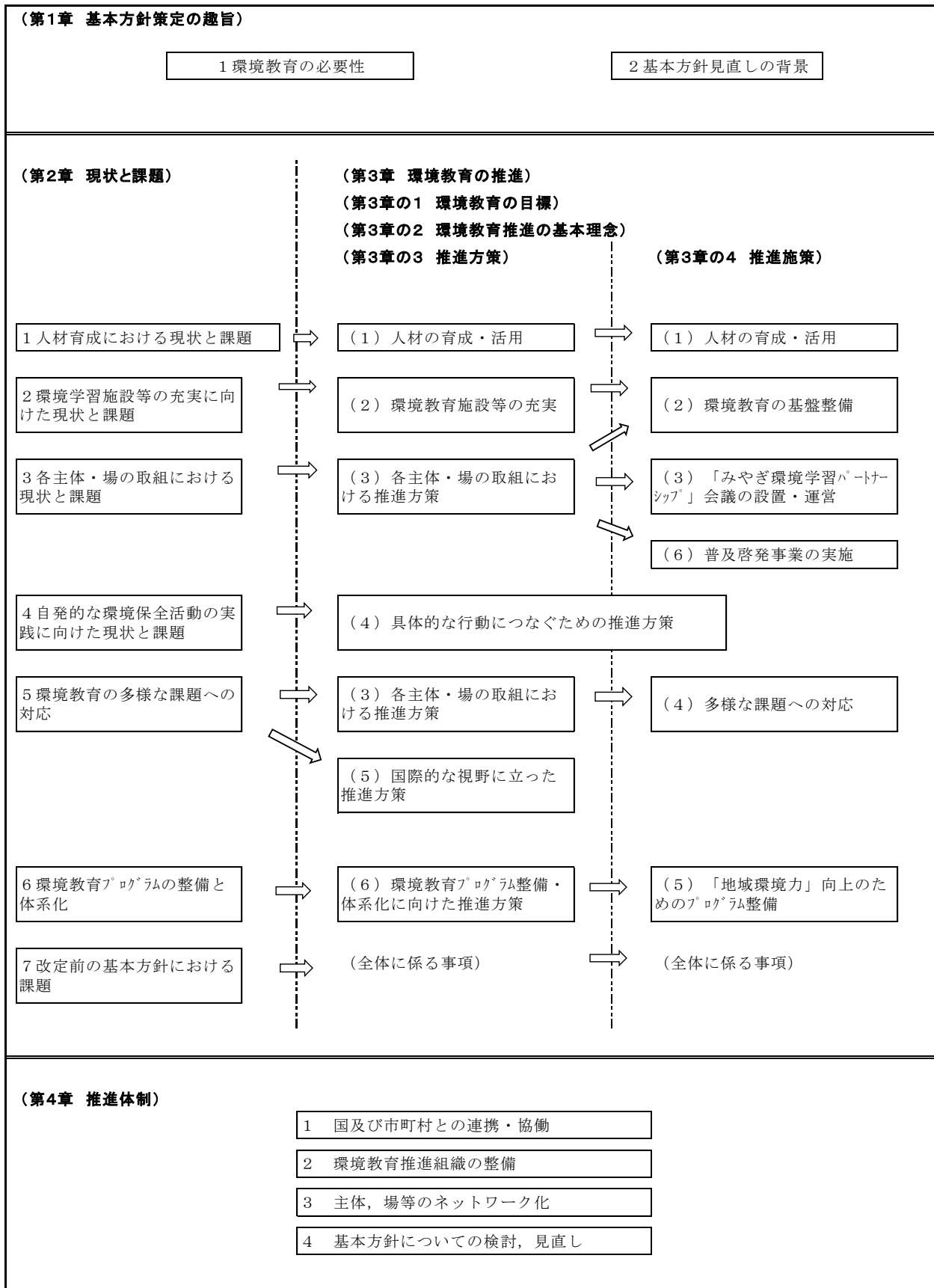
#### ② 環境教育施設等の充実

「宮城県環境情報センター」を環境教育の支援に関する中核的施設として位置づけ、有効利用が図られる体制整備を推進するとともに、体験型学習機能を有する施設との連携を図る。

#### ③ プログラムの整備

県民が、それぞれのライフステージで、自然な形で環境保全に関わる知識、習慣を見につけ、環境保全活動を継続して実施できるプログラム(体系化された計画や教材)の構築に取り組み、環境保全活動の一層の促進を図る。

# 【全体体系図】



# 環境教育基本方針を具体化する重点プログラム

## 多様な課題に対応した環境教育の推進

地球温暖化対策

循環型社会の形成

生物多様性維持

## 新しい宮城県環境教育基本方針

人づくり

場づくり

仕組づくり

・個人の能力を高める機能

・個人の能力を生かす機能  
・人と人を結ぶ機能  
・人と地域を結ぶ機能

・人・場の取組を生かす機能

地域社会で求められる環境教育人材・場を

宮城県環境教育連絡会議

相乗効果

相乗効果

環境保全活動の実践に向けた人・場を生かす仕組を

### 環境教育リーダー事業

- 環境教育リーダー登録・派遣システム整備・推進
- 大学、NPOなどと連携した環境教育リーダー養成機会の充実
- 市町村(教育委員会)、保健福祉事務所等と連携した活動機会の充実 など

### 環境情報センター充実強化事業

- 市町村、環境関連団体、環境教育リーダーなどの活動支援拠点としての機能の充実、強化
- 環境及び環境学習に関する情報提供機能の充実、強化
- 体験型機能を有する施設との連携体制の構築 など

### 環境保全促進関連施策

- 環境配慮(教育)行動(グリーン購入の行動や地球環境日活用等)を促す仕組づくりを充実
- こどもエコクラブ事業による地域での子どもたちの環境保全活動を促進 など

持続可能な社会の実現

人を生かし  
場・機会を生かし